

## 競技・資格審査用語集

### 日本泳法大会

日本泳法大会は、戦国・江戸期に発祥した日本泳法各流派の正しい保存と普及を目的として、8月中下旬の土曜・日曜に(公財)日本水泳連盟が主催し、個人種目である泳法競技、横泳ぎ競泳、支重競技そして団体種目である団体泳法競技などを行う全国大会である。さらに日本泳法の資格7種の資格審査や公開演技、永年出場者表彰等も行われている。

### 日本泳法の競技

泳法競技、泳法競技ジュニアクラス、団体泳法競技、団体泳法競技シニアクラス、横泳ぎ競泳、支重競技の6種類の競技がある。泳法競技、泳法競技ジュニアクラス、団体泳法競技、団体泳法競技シニアクラスには、4月1日現在の年齢による制限がある。また、団体泳法競技と団体泳法競技シニアクラス以外は男女別に行う。

### 泳法競技

第1回大会(昭和31年)から行われている大会のメイン競技で、15歳以上25歳未満の泳者の演技について、7名の泳法競技審判員が0.5点単位の10点法で採点する。

予選は平体・横体・立体の各泳形から1種目ずつ演技し、原則20名が決勝に進出して、さらに2種目を演技する。予選・決勝あわせて5種目の全審判員の評点を合計して順位を決定する。第13回から20回大会までは、種目毎に1.0、1.2、1.4、1.6の4段階の「難易率」を設け評点に乗じていたが、21回からは廃止された。

予選では流派毎に定められている予選種目を演技するが、自流派に横体の予選種目が無い流派は、他流派の予選種目を演技する。

男女それぞれ6位までを入賞者とする。

### 横泳ぎ競泳

第11回大会から正式種目となった競技で、横体泳法で100mのタイムを競う。

泳法には、水面との角度が90度から45度の横体を保ち、あおり足を用いるなどの制限がある。男女それぞれ3位までを入賞者とする。

第35回から49回大会までは、優勝者に宮畑杯が授与された。

### 支重競技

第11回大会から正式種目となった競技で、立ち泳ぎで重量物を水上に掲げられる時間を競う。重量物には初め砲丸が用いられたが、現在は鉄アレイを使用している。重量は当初男女ともに4kgであったが、選手のレベルが次第に高くなった結果、35回大会から男子については5kgになった。

手の甲・顎・耳・後頭部が水に没するまでの時間によって順位を決定し、男女それぞれ3位までを入賞者とする。第35回から49回大会までは、優勝者に位野花杯が授与された。

### 泳法競技ジュニアクラス

第16回大会から行われている9歳から14歳(小学校4年生から中学校3年生)までを対象とした泳法

競技で、自流派の基本的な 2 種目を演技する。泳法競技ジュニアクラス種目は泳法競技予選種目と同じである。

採点は 5 名の泳法競技審判員によって行われ、導入当初は 3 点法であったが、泳者のレベルの向上により細かい評価が望まれるようになった結果、第 27 回大会からは 0.5 点単位の 5 点法での評点を合計することになった。2 種目の評点の合計により男女それぞれ秀・優・良の 3 段階に分けて表彰し、賞状が授与される。

### 団体泳法競技

第 18 回大会から行われている競技で、同一流派 5 名の泳者からなるチーム同士の紅白対抗戦である。1 団体から 1 チームのみが出場できるが、構成員は全員、泳法競技と団体泳法競技シニアクラスに出場しない 15 歳以上の泳者でなければならない。

各チームの泳者が 1 回ずつ同時に演技する計 5 回の対戦を、泳法競技審判員 5 名が判定し、3 回以上勝ったチームが勝ち進んでいくトーナメント方式の競技である。

各チームは平体・横体・立体の各泳形を必ず泳がなければならず、自流派に横体種目が無い流派は、他流派の種目を演技する。泳ぐ順番は自由であり、平体と横体や、立体と横体など様々な泳ぎの対戦となる。

3 位までが入賞チームとなる。第 18 回から 49 回までは、優勝チームに小林杯が授与された。

### 団体泳法競技シニアクラス

第 59 回大会（平成 26 年）から行われた競技で、内容・方法は団体泳法競技と同じである。

生涯スポーツの意識の高まりの時代背景の中で、長く日本泳法に携わる人が増えている状況を鑑み新設された。

出場資格は全員が 60 歳以上であり、範士と教士の資格保有者は出場できない。

## 日本泳法の資格

日本泳法に関して(公財)日本水泳連盟が授与する資格は、第 1 回大会以後 20 年間は水練証のみであった。しかし、日本泳法の普及が実をあげ、游泳人口が増加するとともに修業の段階に応じて幅広く表彰する必要が生まれてきた。そこで、第 22 回大会から、剣道などの例に倣い資格を範士・教士・練士の 3 つに分けることとし、水練証は練士相当とした。

第 40 回大会からは、練士の下に游士を加えたが、第 59 回大会からは、日本泳法の普及・奨励の観点から、長く日本泳法を研鑽する実績を認める如水・和水・修水の 3 資格を設け、現在では 7 資格を授与している。(付図 1 参照)

審査は、日本泳法各流派の泳法に精通し、日本泳法の正しい保存と普及に功績がある学識経験者の資格審査特別委員、ならびに、それに準ずる実績を有する資格審査委員によって構成された資格審査専門委員会が行う。いずれの資格も、原則として書類と演技の審査を行う。

合格者は(公財)日本水泳連盟に登録され、資格証とともに楯\*が授与される。\* 游士を除く

## 範士之証

第 22 回大会から審査が開始された教士の上位資格である。

教士の資格を有する者の中で人格、技量、識見ともに備わり、日本泳法の保存と普及・発展に貢献した者に与えられる。受験資格は、教士取得後 10 年を経過した 45 歳以上の者に限られ、加盟団体の申請承認を必要とする。

審査は経歴などの書類審査が重点的に行われ、原則として資格審査特別委員全員が当たり、申請者は自身が指定した 2 種目以上を演技する。

#### **教士之証**

範士とともに第 22 回大会から審査が開始された練士の上位資格である。

人格、技量、識見ともに備わり、各流派の指導者として日本泳法の普及・発展に貢献したと認められる者に与えられる。受験資格は、練士の資格を与えられて 5 年を経過した 30 歳以上の者である。

審査では、申請者は自身が指定した 1 種目と、資格審査専門委員会が指定する 2 種目以上を演技する。

#### **練士之証**

第 1 回大会から審査が開始された。

当時の（財）日本水泳連盟が認める日本泳法唯一の資格であった水練証に相当する資格だが、現在は游士の上位資格として、水練証同様日本泳法の練達の泳者に対して与えられる。

受験資格は、游士を授与されて 3 年を経過した 28 歳以上の者、または日本泳法大会の泳法競技で予選通過の実績があるか、同大会に 3 回以上出場した 25 歳以上の者である。

審査では、申請者は資格審査専門委員会が指定する 2 種目以上を演技する。

#### **游士之証**

第 40 回大会（平成 7 年）から審査が開始された日本泳法を始めて最初に挑戦する資格であり、自流派の泳ぎを習得していると認められることが合格の基準となる。

受験資格は 25 歳以上の者で、審査では申請者は自身が指定した 1 種目と、申請した 3 種目から資格審査専門委員会が指定する 1 種目以上を演技する。

#### **如水之証**

第 59 回大会から審査が開始された、和水の上位資格である。

生涯スポーツの観点に立ち、永く自流派に精励することで普及と発展に貢献した結果、水と一体になり泳ぐ熟達した技量が認められる者に与えられる。

受験資格は、和水または教士を授与されて 5 年を経過した 60 歳以上の者である。

審査は原則として資格審査特別委員全員が当たり、申請者は自身が指定した 2 種目以上を演技する。

#### **和水之証**

如水とともに第 59 回大会から生涯スポーツの観点に立って審査が開始された、修水の上位資格である。自流派の研鑽を重ね、水に和して泳ぐ水準に達していると認められる者に与えられる。

受験資格は、修水または練士を授与されて 5 年を経過した 50 歳以上の者である。

審査では、申請者は自身が指定した 2 種目と、資格審査専門委員会が指定する 1 種目以上を演技する。

#### **修水之証**

如水・和水とともに第 59 回大会から生涯スポーツの観点に立って審査が開始された、游士の上位資格である。

自流派を研鑽し、泳ぎを修得したと認められる者に与えられる。

受験資格は、游士を授与されて 3 年を経過した 28 歳以上の者である。

審査では、申請者は自身が指定した 1 種目と、資格審査専門委員会が指定する 1 種目以上を演技する。